

福島市公告第321号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法施行規則第5条の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年10月31日

福島市長 木 幡 浩

縦覧場所

福島市役所農政部農業企画課
福島市五老内町3番1号

但し、縦覧時間は市役所の執行時間内とする。